



No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分				
																	総事業費	B				補助対象外経費								
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額						F その他			
8	○	単	106	子育て世代応援商品券交付事業		①小中学校の臨時休業が長期化している影響で、昼食代やおやつ代、光熱水費などの経済的負担が増加している子育て世代の家計負担を軽減する。 ②③ ○商品券@5,000円×2,202人=11,010円 ○事務費(封筒、郵便代)=541千円 ④子育て世代	-	-	-	-	-	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	②いづれも該当しない	R2.5	R2.6	11,551										R2補正(地)		
9		単	-	フードバンク活用事業		①生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付期間が終了し、その後生活困窮に陥った世帯等に対し、社協フードバンク事業を活用して食材を供給する。また、食材を保管するための保冷庫を購入。さらに、学校臨時休業時における生活困窮世帯の子どもの昼食支援として菓子パン等を支給する。 ②③ ○食材等40,000円(1人1月当たり)×10人=400千円 ○保冷庫180,800円×1台=181千円 菓子パン等1食250円/人×10人×61日分=153千円 ④社会福祉協議会	-	-	-	-	-	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	④ハートフル	R2.4	R3.3	734											R2補正(地)	
10		単	-	こども食堂コロナウイルス感染拡大防止事業		①こども食堂開設時における感染拡大防止を図るため、空気清浄機を購入する。 ②③ ○次亜塩素酸空間除菌脱臭機150,000円×2台=300千円 ④社会福祉協議会	-	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	①3密対策	R2.6	R2.9	300											R2補正(地)	
11	○	単	70	地元飲食店応援特別サイト開設事業		①新型コロナウイルス感染拡大の影響で低迷している飲食店を応援するため、飲食店をPRする特別サイトを開設する。 ②③ ○特設サイト制作費495千円 ○サーバーレンタル料11千円 ④サイト制作事業者	-	-	-	-	-	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	⑬地域商社、観光地域づくり法人(DMO)	R2.6	R3.3	506											R2補正(地)	
12	○	単	53	テイクアウト用プレミアム商品券補助金		①飲食店での大規模な懇親会や外食の機会が激減している。その対応策としてテイクアウトを始めている店舗も増えてきていることから、その支援としてプレミアム付き商品券(クーポン券)を発行する。 ②③ ○商品券1冊5,000円(500円×10枚) ・購入者負担:3,000円・町補助:2,000円 ○2,000円×5,000冊=10,000千円 ○事務費(印刷費・広告費・臨時人件費)1,000千円 ④町商工会	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑱商品券・旅行券	R2.5	R2.10	11,000												R2補正(地)
13	○	単	-	家賃支援金		①厳しい経営環境にある町内商工業者の安定的な経営継続を支援するため、町内の店舗等を賃借している事業者の賃借料の一部を補助する。 ②③ ○通常の賃借料の1/2(上限3万円) ○申請の月から起算して3か月 ○25,000円×32店舗(見込)×3か月=2,400千円 ④町内事業者	-	-	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.5	R2.7	2,400											R2補正(地)	
14	○	単	-	飲食サービス事業継続支援金		①売上が減少し、事業継続に大きな負担を抱えている飲食サービス業に対して、1店舗あたり一律10万円を支援する。 ②③ ○町内で飲食サービス業を営む者のうち、町内に事業所を有する者 ○店舗等が賃借、持ち家であるかは問わない ○100,000円×72店舗(見込)=7,200千円 ④町内飲食サービス業者	-	○	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.5	R2.7	7,200												R2補正(地)
15	○	単	-	応援消費プレミアム付商品券発行事業補助金		①新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町内経済は著しく低迷していることから、宮崎県と連携してプレミアム付商品券を発行し、町内経済の回復を図る。 ②③ ○商品券1冊13,000円(1,000円×13枚) ・購入者負担:10,000円・町及び県補助:3,000円 ○3,000円×10,000冊=30,000千円 ○事務費(印刷費・広告費・臨時人件費)4,450千円 ●県補助分 20,750千円「Fその他は県補助金」 ・1冊当たり2,000円×8,150冊分=16,300千円 ・事務費4,450千円 ●町費 13,700千円 ・1冊当たり1,000円×8,150冊分=8,150千円 ・1冊当たり3,000円×1,850冊分=5,550千円 ④町商工会	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑱商品券・旅行券	R2.6	R3.3	34,450												R2補正(地)
16		単	48	利子補給補助金		①宮崎県融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用した場合、利子分を3年間全額補助をする。(利率上限1.4%) ②③④ ○対象予定者 ・R3.4からR6.3まで基金を取り崩して実施するため ・上記の融資制度の融資を受けた者(一般保証は除く) ・町内に住所を有する個人事業主、又は町内に本社を有する法人 ○融資額780,000千円×平均利率1.15%×7/12月=5,240千円 ※【基金調べ】の基金に交付金を積立てる額の根拠 融資額780,000千円×平均利率1.15%×29/12月=21,680千円	-	-	-	-	-	-	○	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.4	R3.4以降	26,920									宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用した事業者に対し3年間利子補給する財源のうち、令和3年度から令和5年度に必要な財源を基金に積み立てる必要があるため		R2補正(地)	



No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
																	総事業費	B				補助対象外経費					
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額						F その他
26		単	-	花き経営継続支援金		①店舗の臨時休業等で消費の減退により価格下落の影響を受けた生産者に対し、次期作に前向きに取り組んでいただくため支援を行う。 ②③ ○基礎支援金 15戸×50,000円=750千円 ④町内で花き生産を営む者のうち、継続的に出荷を行っている町の認定農業者又は町内の花き生産団体の会員	-	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.6	R2.8	750			750						R2補正(地)	
27		単	97	花きの活用拡大支援事業		①国内消費が減退している花きについて、日常生活における花きの定着を図るため、家庭・職場で花飾りを行うための配布を行う。 ②③ 1 殉国慰霊祭で配布(花材代) 180千円 2 小・中学校卒業式で配布(花材代) 1,300円×300人=390千円 ④町花き振興研究会	-	-	-	-	-	-	III-2. 地域経済の活性化	①いずれも該当しない	R2.6	R3.3	570			570						R2補正(地)	
28		単	-	肉用牛経営継続支援金		①和牛の消費をけん引してきた外食やインバウンド消費の不振により和牛枝肉の激減し、取引相場が直近1か月で約30%下落し、経営を圧迫している。このようなことから、素牛導入後の飼料費の一部を補助する。 ②③ ○肥育牛1頭1月当たり飼料費 10,000円 ・導入肥育牛 5,000円(1/2補助) ・一貫肥育牛 2,500円(1/4補助) ○事業費 4,848千円 ・5,000円×666頭=3,330千円 ・2,500円×607頭=1,518千円 ④町内畜産農家	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.7	R3.2	4,848			4,848						R2補正(地)	
29		単	-	肥育農家経営安定対策事業費補助金		①肉用牛肥育経営が悪化した場合に、生産者の抛出と機構の補助により造成した基金から粗収益と生産費との差額(9割)を補てんされる。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、インバウンド消費の不振とイベントの中止や自粛により牛肉の消費が激減し、枝肉価格が急落していることから、残り1割についても補助を行う。さらに、生産者積立金の枯渇が生じており未支出額についても追加支援する。 ②③ ○差額が5万円以上のマイナスの月に実施する ○町内生産者は全額補助(上限100千円/頭) ○JA生産分については、地元の子牛の買い支えに貢献していることに鑑み1/4の補助(上限20千円/頭) ・生産者(年間出荷頭数220頭)交付予定額 8,860千円 ・JA生産(年間出荷頭数243頭)交付予定額 2,405千円 合計 11,265千円 ④町内畜産農家	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.5	R3.3	11,265			11,265							R2補正(地)
30	○	単	58	JA宮崎中央家畜市場購買誘致強化対策事業費補助金		①宮崎中央管内の肥育農家数は、国富町13戸、宮崎市22戸、綾町1戸と他の家畜市場と比較すると少なくJA宮崎中央家畜市場の市場運営は管外購買者に依存している割合が高い。また、購入先も管内16%、管外84%と圧倒的に多い。このようなことから、健全な市場運営と適正な子牛価格維持のため管外購入者が購入した子牛の運搬費用の一部を助成し、購買者の誘致強化を図る。 ②③ ○JA宮崎中央家畜市場管外購買者を対象に、JA宮崎中央家畜市場が行う運搬費用に対しその一部を助成 ○補助額 運搬費用の1/3以内 九州外:1頭あたり2千円、九州内:1頭あたり1千円、ただし管内は除く ○事業費 1,323千円 ・2,000円×441頭=882,000円 ・1,000円×441頭=441,000円 ④JA宮崎中央	-	-	-	-	-	III-2. 地域経済の活性化	①いずれも該当しない	R2.10	R3.3	1,323			1,323								R2補正(地)
31	○	単	-	国富町空家等対策計画策定事業		①新型コロナウイルス感染症終息後に、本町への移住促進、農業における労働者受け入れ、企業の事務所利用等の目的のために、町内の空き家を有効活用すべく、実態調査を行い対策計画を策定する。 ②③ ○空家等実態調査業務委託 現地調査590件×700円 ○空家等実態調査業務委託 空家調査588件×1,000円 ○空家等対策検討委員会委員謝礼金9人×3,000円×3回 ○検討委員会(学識経験者)謝礼金1人×10,000円×3回 ○空家等対策検討委員会委員費用弁償10人×800円×3回 ○印刷製本費、消耗品費 314千円 合計 1,450千円 ④委託調査を実施するシルバー人材センター及び検討委員等	-	-	-	-	-	-	III-2. 地域経済の活性化	⑬リビングシフト	R2.4	R3.3	1,450			1,450							R2当初(地)
32	○	単	-	幼児プール管理事業		①幼児プール利用者の感染拡大防止 ②幼児プール管理業務員 コロナウイルス感染症対策入場規制管理 ③幼児プール管理委託料 8,400円×7日=58,800円 ④シルバー人材センター 幼児プール	-	-	-	-	-	-	III-2. 地域経済の活性化	①3密対策	R2.7	R2.8	58			58						R2補正(地)	







No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
																	総事業費	B				補助対象外経費					
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額						F その他
50		補	-	無線システム普及支援事業費等補助金	総務	(高度無線環境整備推進事業) ①高度無線環境整備推進事業(令和2年度第2次補正予算)の国庫補助裏【国庫補助額の0.8】及び補助裏の町負担分【国庫補助の1.2】 ②③ ○民間通信事業者が実施主体 ○町負担額(1/3)のうち国庫補助裏の0.8と町負担の0.2(内訳) ・国庫補助対象 158,358千円 ・国庫補助(1/3)・・・52,786千円 ・補助裏(国庫補助の80%)・・・42,229千円 ・補助裏の町負担(国庫補助の20%)・・・10,557千円 (臨時交付金充当見込) ・起債予定額・・・23,000千円 ・町負担見込額・・・29,786千円(臨時交付金充当見込:N O47の内数) ④民間通信事業者	-	-	-	-	-	-	IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	⑨教育	R2.9	R3.3	158,358	158,358	52,786	52,786	23,000	29,786				R2補正(国)	
51		単	-	県内飲食店営業自粛要請推進事業(協力要請推進枠地方負担分) ※第1期分		①県の要請に応じ、一定期間休業・時短営業に協力した飲食店に協力金を支給し、会食等による感染拡大の防止を図る。 ②休業・時短営業への協力金、協力金の支給手続きにかかる事務費 ③ ア 酒類提供飲食店(1事業者あたり、560千円) ・67事業者×560千円=37,520千円 うち、町負担分となる10%の3,752千円に充当 イ その他飲食店(1事業者あたり、480千円) ・7事業者×480千円=3,360千円 うち、町負担分となる10%の336千円に充当 ウ 支給手続きにかかる事務費 67千円(県負担分) ・消耗品費(封筒、コピー用紙等) 28千円 ・役務費(郵便料) 39千円 ④要請に応じる飲食店 ※第1期 酒類提供・・・R3.1.9~22 その他・・・R3.1.11~22	○	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.1	R3.3	4,155			4,088		67				R2補正(地)	
52		単	-	県内飲食店営業自粛要請推進事業(協力要請推進枠地方負担分) ※第2期分		①県の要請に応じ、一定期間休業・時短営業に協力した飲食店に協力金を支給し、会食等による感染拡大の防止を図る。 ②休業・時短営業への協力金、協力金の支給手続きにかかる事務費 ③ ア 酒類提供飲食店(1事業者あたり、640千円) ・67事業者×640千円=42,880千円 うち、町負担分となる10%の4,288千円に充当 イ その他飲食店(1事業者あたり、640千円) ・7事業者×640千円=4,480千円 うち、町負担分となる10%の448千円に充当 ウ 支給手続きにかかる事務費 134千円(県負担分) ・消耗品費(封筒、コピー用紙等) 28千円 ・役務費(郵便料) 106千円 ④要請に応じる飲食店 ※第2期 酒類提供・・・R3.1.23~2.7 その他・・・R3.1.23~2.7	○	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.1	R3.3	4,870				4,736		134				R2補正(地)
53		単	-	図書館備品購入費		①コロナウイルスによる自粛期間でも図書館を安心して利用いただけるよう図書に付着したウイルスを除去する除菌機を導入し、感染症対策を行う。 ②図書除菌機購入 ③図書除菌機(容量160L)1台 660千円 ④町立図書館	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	⑩いずれも該当しない	R3.1	R3.3	660				660						R2補正(地)
54		単	-	高齢者施設等に対する感染症発生に備えての支援		①高齢者施設等で感染症が発生した場合に備えての「防護服着脱等の直接指導」「相談支援」「研修会の実施」「質疑応答集の作成」を宮崎市が宮崎市医師会に委託して実施し、その費用を国富町と綾町が人口割で負担するもの。 ②③ ○事業費 2,000千円 ○負担金(人口割) 宮崎市1,841千円 国富町116千円 綾町43千円 ④高齢者福祉施設等	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	⑩いずれも該当しない	R3.1	R3.3	116				116						R2補正(地)
55		単	-	修学旅行キャンセル料補助事業		①修学旅行の日程や行先変更により発生したキャンセル料を補助することで、保護者の負担軽減を図る。 ②③ ○小学校(1校) 1,100円×31名=34,100円 ○中学校(3校) 9,000円×2泊×10%×153名=275,400円 ④小中学校4校	-	-	-	-	-	-	I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑩いずれも該当しない	R2.10	R3.3	310				310						R2補正(地)

